

**広島市下水道用資器材  
製造工場認定基準**

**令和7年12月**

**広島市下水道局**

# 広島市下水道用資器材製造工場認定基準

## 1 趣旨

この基準は、「土木工事共通仕様書（広島市）」に規定する資器材のうち広島市が独自に規格化した資器材（以下「認定対象資器材」という。）及びその製造工場を認定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 用語の定義

### (1) 仕様書

申請受付にあたり公表する広島市規格資器材の規格等を定めた仕様を記載した書面をいう。

### (2) 製品

工場で製造する認定対象資器材をいう。

### (3) 公益社団法人日本下水道協会認定工場

公益社団法人日本下水道協会（J SWAS）の認定資格取得工場をいう。

### (4) 日本産業規格表示許可工場

日本産業規格（J IS）表示の認定を受けた工場をいう。

### (5) 認定工場

広島市下水道用資器材製造工場としての認定を受けている製造工場をいう。

### (6) 製造者

製造工場を所有する者をいう。

### (7) 工場確認

製造工場における品質管理体制の確認をいう。

### (8) 製品検査

本市検査員立会のうえ、対象製品の仕様書に規定する全ての検査項目について行う検査をいう。

## 3 認定対象資器材の種類

この基準に定める認定対象資器材の種類は次に掲げるものとする。

### (1) 広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（一般用）

### (2) 広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（滑り止め用）

### (3) 広島市下水道用鋳鉄製防護ふた

### (4) 広島市下水道用鋳鉄製防護ふた用鉄筋コンクリート製台座

## 4 製造工場の認定基準

### (1) 広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（一般用）の認定基準

広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（一般用）を製造する製造工場の認定基準は、次に定める条件に適合するものとする。

ア 公益社団法人日本下水道協会認定工場（J SWAS G-4）であること。

イ 製品は、仕様書に規定するすべての基準に適合したものであること。

(2) 広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（滑り止め用）の認定基準

広島市下水道用鋳鉄製マンホールふた（滑り止め用）を製造する製造工場の認定基準は、次に定める条件に適合するものとする。

ア 公益社団法人日本下水道協会認定工場（J SWAS G-4）であること。

イ 製品は、仕様書に規定するすべての基準に適合したものであること。

(3) 広島市下水道用鋳鉄製防護ふたの認定基準

広島市下水道用鋳鉄製防護ふたを製造する製造工場の認定基準は、次に定める条件に適合するものとする。

ア 公益社団法人日本下水道協会認定工場（J SWAS G-3）であること。

イ 製品は、仕様書に規定するすべての基準に適合したものであること。

(4) 広島市下水道用鋳鉄製防護ふた用鉄筋コンクリート製台座の認定基準

広島市下水道用鋳鉄製防護ふた用鉄筋コンクリート製台座を製造する製造工場の認定基準は、次に定める条件に適合するものとする。

ア 日本産業規格表示許可工場（J IS A 5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品）であること。

イ 製品は、仕様書に規定するすべての基準に適合したものであること。

## 5 認定期間及びその更新

認定工場としての認定期間（以下「認定期間」という。）は、認定を受けた日から1年以内とし、認定期間が満了したときは、これを1年ごとに更新するものとする。

## 6 認定申請等

認定申請等に係る手続方法の詳細については、申請受付を行う際に提示する申請受付要領により定めるものとする。

(1) 広島市下水道用資器材製造工場としての認定を希望する製造者は、別記様式第1号による「広島市下水道用資器材製造工場認定申請書」（以下「認定申請書」という。）を提出しなければならない。

(2) 既に認定を受けている製造者が認定の更新、変更を希望するときは別記様式第2号、別記様式第3号による「広島市下水道用資器材製造工場認定更新申請書」（以下「更新申請書」という。）、「広島市下水道用資器材製造工場認定変更申請書」（以下「変更申請書」という。）を提出しなければならない。

(3) 既に認定を受けている製造者が製造を休止する場合は、事前に休止の理由及びその期間（以下「休止期間」という。）を記載した書面を本市に届け出なければならない。

(4) 製造を休止している製造者が製造を再開する場合は、事前に当該再開期日を明らかにした書面を本市に提出しなければならない。

- (5) 休止期間が認定期間を超えた場合及び製造中止の場合は、製造工場の認定を取り消すものとし、再度製造工場の認定を希望する場合は、新たに認定申請書を提出しなければならない。
- (6) 関係諸法令に違反する等、不正な行為があったときには製造工場の認定を停止する。

## 7 添付書類

認定申請に係る添付書類は、次に掲げる書類とする。

また、更新申請に係る添付書類は(2)、(3)、(7)、(8)、(9)のみとする。

- (1) 広島市下水道用資器材製造工場認定申請書（別記様式第1号）
- (2) 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用資器材製造工場認定書」の写し  
ただし、広島市下水道用鉄製マンホールふた（一般用）、広島市下水道用鉄製マンホールふた（滑り止め用）及び広島市下水道用鉄製防護ふたの場合
- (3) 「日本産業規格表示認定書」の写し  
ただし、広島市下水道用鉄製防護ふた用鉄筋コンクリート製台座の場合
- (4) 製品の品質管理状況を明らかにしたもの（様式1、様式2、様式3）
- (5) 当該製品の設計図書等
- (6) 仕様書に記載された検査の成績表（様式は任意）
- (7) 広島市下水道用資器材製造工場認定更新申請書（別記様式第2号）
- (8) 公益社団法人日本下水道協会発行の「自主検査・検査証明書」の写し又は社内規格に基づく「自主検査結果報告書」
- (9) 前回更新時の「広島市下水道用資器材製造工場の審査結果及び認定について（通知）」の写し（更新申請時のみ）

## 8 審査方法

審査は、本市下水道局計画調整課職員が、以下の手順により行うものとする。

- (1) 認定に係る審査

### ア 書類審査

書類審査は、申請書等の記載内容の事実確認をするものであり、次に掲げる審査を行う。

- (ア) 工場確認に係る審査
- (イ) 製品検査に係る審査

### イ 認定検査

認定検査は、書類審査に合格した製造者に対して、工場確認及び製品検査を行う。

- (ア) 工場確認

工場確認は、「広島市下水道用資器材検査実施要領」（以下「検査実施要領」という。）に基づき実施し、以下に示す項目の確認をもって合否の判定を行う。

- a 公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道用資器材製造工場認定書」の写し又は「日本産業規格表示認定書」写し
- b 製造工程図及び製造工程管理表
- c 社内規格内容書
- d 製造工場の外観及び製造工程を確認できる写真

#### (イ) 製品検査

製品検査は、「検査実施要領」に基づき実施し、合否の判定は、製造者が作成する検査報告書により行う。

#### (2) 認定の更新に係る審査

##### ア 書類審査

書類審査は、申請書等の記載内容の事実確認をするものであり、8(1)ア(イ)の製品検査に係る審査を行う。

##### イ 更新検査

認定を受けている製造者に対して、認定検査と同様に8(1)イ(イ)の製品検査を行う。

ただし、「検査実施要領」において所定の条件を満たす場合には省略できる。

### 9 審査結果等の通知

次に掲げる事項に該当するときは、当該申請者に対して速やかに書面をもって通知する。

- (1) 新たに認定工場として認定したとき。
- (2) 認定期間の更新を認めたとき。
- (3) 認定工場の認定を取り消したとき。

### 10 認定工場一覧表の作成

広島市認定工場一覧表を作成し、下水道関係各課において公表する。

#### 附則

この基準は、平成17年 5月23日より施行する。

#### 附則

この基準は、平成23年 1月11日より施行する。

#### 附則

この基準は、平成23年 8月 1日より施行する。

#### 附則

この基準は、平成24年12月25日より施行する。

#### 附則

この基準は、令和 3年12月15日より施行する。

#### 附則

この基準は、令和 5年12月20日より施行する。

#### 附則

この基準は、令和 7年12月18日より施行する。